

国住指第1339号  
令和3年9月1日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う  
建築士法等の一部改正について（技術的助言）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第224号。以下「整備令」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令53号。以下「整備省令」という。）は、令和3年9月1日から施行されることとされている。

については、今回施行される整備法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、整備令による改正後の建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「令」という。）、整備省令による改正後の建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）の運用については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について（技術的助言）（令和3年9月1日付国住指第1338号）」により国土交通省住宅局長から各建築士関係団体等の長あて通知されたところであるが、運用に係る詳細について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾のなきようお願いする。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各建築士関係団体等に対しても、この旨通知しているので、これに留意のうえこれらの者に対する指導助言に遺憾なきを期するとともに、関係法令の円滑かつ適正な執行に配慮されたい。

記

## 1. 設計図書の作成及び保存に係る運用について

### (1) 設計図書に係る押印規制の見直しについて（法第 20 条第 1 項、第 20 条の 2 第 3 項及び第 20 条の 3 第 3 項の関係）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「一級建築士等」という。）は、設計を行った場合又は設計図書の一部を変更した場合には、設計図書に一級建築士等である旨の表示をして記名・押印をすることとされており、また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）は、構造設計又は設備設計について法規適合性の確認をしたときは、設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士等である旨の表示をして記名・押印をすることとされているが、法第 20 条第 1 項、第 20 条の 2 第 3 項及び第 20 条の 3 第 3 項の改正により、当該設計図書への押印は不要とされた。設計図書を電磁的記録により作成する方法について、電子署名を行う必要はなくなるが、保存において一定の措置が必要なため、1. (2) ①及び②を参照されたい。

### (2) 設計図書の電磁的記録による作成及び保存方法について

設計図書については、規則第 21 条第 4 項第 1 号に掲げる図書の保存が義務づけられているが、これを電磁的記録により作成及び保存する場合は、現在においても、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「e-文書法」という。）その他関係法令の定めるところにより、実施することが可能である。具体の保存方法については、原則として国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。以下「e-文書規則」という。）に基づき実施されるものであるが、今回e-文書規則が改正されることに伴い（別添 1）、その運用については特に以下の 2 点について留意されたい。

#### ① 署名等の代替措置について

設計図書を電磁的記録により作成しようとする場合、設計図書への記名については、e-文書法第 2 条第 7 号の「署名等」に該当するため、同法第 4 条第 3 項及びe-文書規則第 7 条の規定により、「電子署名」が必要とされていたところである。今回、e-文書規則の改正がされ、改正後の同法第 7 条第 2 号により、「電子署名」の他、「行政機関等が定める措置」が規定されるが、この「行政機関等が定める措置」は、設計図書に記名されていれば足りることとし、それ以外に別段の措置は求めないこととする。これにより、設計図書を電磁的記録により保存する場合、「電子署名」を行う必要はなくなる。

## ② 電磁的記録の長期保存について

規則第 21 条第 4 項第 1 号において保存が義務付けられている設計図書について、書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合には、当該電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすること。具体的には、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等が考えられる。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようにシステムの維持（特に保存期間中においてはデータを読み込める形式とすることやソフトウェアのアップデートへの対応）等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

## 2. 重要事項説明書の交付に係る運用について

### (1) 重要事項説明に係る書面規制の見直しについて（法第 24 条の 7 第 3 項関係）

重要事項説明の際に、管理建築士その他の建築士事務所に属する建築士（以下「管理建築士等」とする。）が建築主に対して交付する重要事項に係る書面（以下「重要事項説明書」とする。）について、新たに規定する法第 24 条の 7 第 3 項により、当該書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、当該提供を行った場合には重要事項説明書の交付を行ったものとみなすこととされた。

### (2) 重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の建築主の承諾について（令第 8 条第 2 項関係）

新たに規定する令第 8 条第 2 項により、管理建築士等は、重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとする場合には、建築主がこれを確実に受けられるよう、あらかじめ、建築主に対し、用いる電磁的方法の種類（電子メール、ウェブ等）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示した上で、建築主から、書面又は電子情報処理組織を使用する方法等によって承諾を得るものとされた。

### (3) 重要事項説明書に記載すべき事項を建築主に提供する際に用いる情報通信の技術を利用する方法等について（規則第 22 条の 2 の 3、第 22 条の 2 の 4、第 22 条の 2 の 5 関係）

新たに規定する規則第 22 条の 2 の 3、第 22 条の 2 の 4、第 22 条の 2 の 5 により、管理建築士等が重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法

によって提供する際に用いることができる情報通信の技術を利用する方法として、

- ・管理建築士等が書面に記載すべき事項を記録したファイルを電子メール等により送信し、建築主のPCにおいて保存する方法（規則第22条の2の3第1項第1号イ）
- ・管理建築士等が書面に記載すべき事項を記録したファイルをホームページ等にアップロードし、建築主が当該ファイルを保存する方法（同条第1項第1号ロ）
- ・書面に記載すべき事項を記録したファイルをCD-ROM等の電子媒体により交付する方法（同条第1項第2号）

を規定することとされた。なお、情報通信の技術を利用する方法については、以下の技術的基準に適合するものでなければならないこととされた。

- ・建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・改変を防止するための措置を講じていること

また、改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

なお、重要事項説明書を電磁的に提供する方法については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル」（別添2）を、令和2年に実施した社会実験の結果も踏まえて、改訂したため、詳細については同マニュアルを参照されたい。

### 3. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算証明書」とする。）及び工事監理報告書の交付に係る運用について

#### (1) 構造計算証明書に係る押印規制の見直しについて（規則第4号書式の関係）

一級建築士等は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、規則第4号書式により、その旨の証明書を設計の委託者に交付することとされているが、規則第4号書式の建築士の印及び証明書と構造計算書にすることとされている割印は不要とされた。

ただし、構造計算証明書と構造計算書の一体性を担保するために、書面により交付する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じること、電磁的方法により提供する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をPDFファイル等において一つのファイルにまとめることとし、その旨を説明すること。

なお、構造計算書証明書については、現在においても電磁的方法による提供を可能としているので、念のため申し添える。

#### (2) 工事監理報告書に係る押印規制の見直しについて（規則第17条の16及び規則第4号の2書式の関係）

一級建築士等は、工事監理を終了したときは、直ちに、規則第4号の2書式により、その結果を文書で建築主に報告することとされているが、規則第4号の2書式の建築士の印は不要とされた。

また、工事監理報告書を電磁的方法により提供する場合における情報通信の技術的基準について、規則第17条の16第2項第2号の規定を「改変を防止するための措置を講じていること」に改めることとされた。改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

なお、工事監理報告書については、現在においても電磁的方法による提供を可能としているので、念のため申し添える。

以上